

(別紙第2)

- 1 新成年後見制度が発足して4年半が経過し、当庁では、後見関係事件の専門係体制が発足して3年目を迎えました。この間、各種パンフレットをはじめ、様々な手引書や書式を考案して活用するなど、審理の工夫を重ねて参りました。

それでも、冒頭にご紹介したとおり、後見等開始事件や監督事件は激増しており、今後もその傾向は続くものと思われまます。

このような状況の中で、私どもとしましては、利用者のニーズに十分にお応えしようと、平成17年1月以降、大阪家裁本庁に申し立てられる成年後見等の開始事件の審理について、いくつかの点で変更を予定しています。

- 2 ここで、比較しやすいように、現在の審理の概略についてご紹介いたします。

まず、成年後見等開始の申立時には、申立書のほかに、ご本人等の戸籍謄本、診断書等必要な基礎的資料の提出をお願いしています。

申立受理後は、主として申立人、後見人等候補者及びご本人に対して家裁調査官による調査が行われ、ご本人の心身や生活の状況、資産の内容、候補者の適格性等についての情報を得ています。具体的には、調査呼出の通知の中に、ご本人や候補者に対する照会と回答書を同封し、調査時に持参していただく財産関係の資料を指示しています。この調査呼出までには、申立受理後早くても2週間余りがかかることとなります。

そして、審理のもう一つの柱である精神鑑定についても、主治医に鑑定を引き受けてもらうよう連絡調整したうえで、申立人に対して鑑定費用の予納を指示し、予納を確認すると医師に鑑定依頼を行うこととなります。主治医が鑑定を引き受けられない場合には、鑑定医を探すことになるため、その分時間がかかります。

以上が、当庁での標準的な審理の流れです。現在でも、できる限り審理を迅速に行う努力をしていますが、事件数の増加が著しく、開始決定までに数か月もお待たせする事態が生じています。特に、親族間の対立が大きく、親族から成年後見人等を選任することができないような場合には、適任者を探す時間が加わることとなります。制度の利用者は、必要があって申立てをされているのに、ご本人の病状が悪化し、審理の途中に亡くなる場合もあります。審理が長期化すると、利用者の要請に十分に応えられない事態を招くこととなります。

- 3 そこで、審理を迅速にして利用者の要請に応えるための新しい審理の流れにつ

いてご紹介いたします。

新しい審理のあらましをごくコンパクトに説明しますと、申立てまでの間に審理に必要な資料と鑑定費用をご準備のうえ、これらを持参して申立てをしていただくと、その日のうちに調査官が申立人や候補者と面接して調査を行い、鑑定費用についても即日予納していただくというものです。その結果、申立人や候補者に対する調査が早期に実施され、その後に必要な調査（例えば、親族に対する照会の範囲や本人調査のタイミング等）の見通しを早期につけることが可能となります。また、鑑定手続も早く始まり、審理を全体として大幅にスピードアップすることになります。

新しい審理の方式は、一見すると、申立時点での利用者の負担を増やしているようにも見えます。しかし、これまでは申立後に調査呼出の通知の中で準備を指示される資料を、申立前に予めお知らせすることにより利用者は早期に資料を揃えて申立てを行い、即日調査も受けることができることになります。要するに、利用者が準備しなければならない資料はこれまでと何ら変わるものではなく、ただ、その準備や提出の時期が、これまでは調査面接時であったのが、申立時に早まったというものです。利用者にとっては、準備の全体像をつかみやすくなるというだけでなく、大きな時間短縮となり、裁判所に足を運ぶ機会も少なくてすむことになります。また、申立人が成年後見人に選任される例が比較的多いので、就任後の事務を的確にこなすためには、申立ての段階から、財産管理に役立つ事務的な作業にも慣れていただくことが有益であることなど、利用者にとっては負担よりも利点が大きいのと思われます。

また、利用者の申立てを援助するため、後見制度の説明や申立ての手引、申立てまでに準備すべき資料等のリストや資料の記載方法・取り寄せ方法等についての情報をセットにしたものをお渡ししたり、ガイダンス用のビデオを視聴していただき、その中で、制度説明や申立ての準備について分かりやすくお伝えする予定です。